

Jo's Auction 上氏拍賣 オークション規約

上氏拍賣（以下、当社）が行う競売（オークション）は本規約に従い行われる。当社に販売を委託する者、買い受けの申出（ビッド）をする者、当社との間で売買契約が成立した者その他関係者はこの規約を承認し、本規約に従わなければならない。但し、当社との間で別途の合意をした場合は当社とその合意をした者との間ではその合意が優先する。

第一条 原則

- ① 当社は公開オークションであり、参加希望者は原則として事前に申し込むか、当日受付にて会員登録をすれば自由に参加することができるものです。ただし当社は、独自の判断で理由を通告なしに、競売参加を拒否する権限を有し、必要に応じて本規約を変更できるものとします。
- ② オークションへの参加者は、必ず本規約を通読し、規約に定められた内容に無条件で従い、本規約を遵守することを参加資格と致します。当オークションに関する全ての権限は、当社に帰属するものとします。
- ③ 当社は出品作品の真贋について一切の責任を負いません。買受を希望する際には、自己判断において、買受の申込みをお願いします。

第二条 カタログ

- ① 当社は、出品作品を掲載したカタログを作成します。当カタログは参加者にとって各作品の参考となるべく作成されるものであり、そこに掲載されている写真および説明については、あくまで当社の評価であり、売買の根拠をその表記によって何ら保証するものではありません。よって、カタログ掲載の内容について当社は、何ら法的義務を負うものではありません。また写真の掲載についても、現物の色調や色彩、欠落などを正確に伝えるものではありません。
- ② 当カタログに記載された内容は、事前の予告なく変更される場合があります。この場合は、オークション当日に書面や口頭にて変更内容をお知らせします。またこのような状況が発生した場合は、変更後の内容にてオークションを行います。
- ③ 当カタログは出品作品の完全な情報を伝えるものではないことを踏まえた上で、参加者の方は、可能な限り下見会に参加し、購買希望作品をご自身で確認し、自らの責任と判断で購入されますことを強く推奨いたします。また落札後のカタログ掲載情報と落札作品との差異を理由とする売買契約の解除には応じられません。

第三条 会員登録

- ① 参加希望者は、あらかじめ当社に対して、当社が認める身分証明書（個人：運転免許証、パスポート等。法人：登記簿謄本原本、印鑑証明等）を提示し、現住所、氏名等、当社の指定する項目に記載された書面に必要事項を記入し、会員登録を行う必要があります。
- ② 参加希望者は、事前または当日、会場受付にて保証金 500 万円を預け入れる必要があります。当社は保証金と引き換えに預かり証を発行し、会員登録者にパドルをお渡しします。
- ③ 保証金の返金は、落札作品全ての清算後、会員登録者本人がパドルを返却する際に預かり証と引き換えに行われます。なお会員登録者と預かり証の返却者が異なる場合、また預かり証を紛失された場合等、当社が保証金の返金を行うに足るべく理由が整うまで、その保証金は当社が保管するものとし保証金返金までの間、保証金に利息はつきません。
- ④ いかなる場合でも当社は、参加者がオークション運営に支障をきたすと判断した場合、了承なく参加の登録を拒否および解除することができます。

第四条 下見会

- ① 下見会は原則としてオークション前日に行います。会場や具体的な期日、詳細については、その都度当社のホームページや告知物にてお知らせします。ただし当社の裁量により、日程が変更される場合もあり、その際は書面および口頭にてお知らせします。当社は変更にかかわる一切の責任を負いません。
- ② 下見会場への入場希望者に対し、当社は、氏名その他身分を明らかにすることを求めることが出来、身分証明書の呈示を求めることがあります。当社は、当社の裁量によって、理由を告げることなく、会場への入場を拒否することが出来ます。
- ③ 下見会では可能な限り、実物調査に役立つサービスを心がけます。しかし出品作品に損傷を伴う調査作業はお断りします。
- ④ 下見会場での写真、映像撮影および録音行為を禁止します。下見会場において公共の風紀を乱す行動、挙動をされる方は退場していただきます。

第五条 オークション

1. 会場での参加

- ① 当社が行うオークションは、競り売り方式で行う参加者登録制によるオークションです。オークション会場へは、原則参加登録者、当社の招待客、およびその紹介がある方に

限り入場することが出来ます。円滑なオークション進行を図るために、当社は、当社の裁量によって、理由を告げることなく、すべての入場者に対して会場への入場を拒否することができます。

② 購入の申込みは、当日当社が配布したパドルを挙げることにより行われます。パドルの他人への貸し出しは禁止です。参加登録者が勝手にパドルを貸し出し、その貸し出された者が落札した場合には、参加登録者が落札代金全額を支払う義務があります。また参加登録者は会場を退場する際に、必ずパドルを当社へ返却する必要があります。

③ 競売人（オークショニア）には、オークション会場における自由な裁量によるオークション運営を一任するものとします。それは競り売りにおけるスタート価格の決定、競り上がり価格幅の決定、落札者の決定、拒否などについての裁量を差し、参加者を含む関係者は全てオークショニアの裁定に従わなければなりません。

④ オークショニアが最終的に最高額入札者と認定した参加者が落札者となります。オークショニアはハンマーを打ち下ろして落札者を決定します。この時点で当社を代理人とする売主と落札者との間において売買契約が成立します。落札者は落札後に当社規定の落札確認書に署名していただく必要があります。ただし落札確認書の記載に不備があった場合でも売買契約の成立に変更はありません。

⑤ 当社は、オークション後の商品に対する他社からの売却等に関する依頼を受けることはできません。また売買契約が成立した後であっても、当社の事情を優先して当該契約を解除することができます。その際、理由の開示義務はありません。

2. 不在入札による参加

① オークションには当日会場での参加をお勧めしていますが、書面、電話またはオンラインによる入札参加が可能です。

② 書面による入札希望の方は、規定日までに保証金（最高限度額合計の2分の1。当社が確認できる残高証明をご提示ください）をお振込みいただき、所定の期日までに会員登録を済ませてください。規定日までに保証金の入金を確認できない場合は無効となります。また当社規定の委託入札依頼書を郵送、E-mail または FAX で送付いただき、送付後必ず当社が参加を受け付けたかの確認を行ってください。なお、同一作品に対し、同一最高限度額入札があった場合は、委託入札依頼書が先に当社へ到着したものを優先します。

③ 会場直通の電話による入札希望の方は、規定日までに保証金（500万円。ただしご希望の点数・金額に応じて増額の場合有。当社が確認できる残高証明をご提示ください）をお振込みいただき、所定の期日までに会員登録を済ませてください。また当社規定の委託

入札依頼書を郵送、E-mail または FAX で送付いただき、送付後必ず当社が参加を受け付けたかの確認を行ってください。登録された方には、入札用の電話番号をお知らせします。なお、以下のような理由により購入希望の落札ができなくても、当社は一切の責任を負いません。

I. 回線・機械のトラブル

II. 該当するロット競売時に何らかの理由で申込者と連絡が取れなかった場合

III. 会場での競り上がりに対応しきれずオークショニアからそれ以上高額での入札意思がないと認定された場合

④ オンライン入札希望の方は、規定日までに当社顧客サービス部へご連絡ください。事前登録ならびに保証金のお預かり手続きを進めさせていただきます。なお、以下のような理由により購入希望の落札ができなくても、当社は一切の責任を負いません。

I. インターネット・ネットワークの遅延、切断、システム障害

II. 入札過程における入札者の操作ミス

III. 会場での競り上がりに対応しきれずオークショニアからそれ以上高額での入札意思がないと認定された場合

⑤ 第二条第二項に規定するカタログ記載の説明等が変更された場合、書面、電話またはオンラインによる入札は変更後の説明に従って行われたものとみなします。

⑥ 書面、電話またはオンラインによる入札者の落札を確定する方法は、オークション会場での参加と同じく、オークショニアがハンマーを打ち下ろした際に、当社を代理人とする売主と落札者との間において売買契約が成立します。

⑦ 当社は書面、電話またはオンラインによる入札を拒否する権利を有します。その際、理由の開示義務はありません。

第六条 支払

① 当社は落札者からロット番号1件につき、落札価格の18%を手数料として申し受けます。その際の手数料には、消費税が別途加算されます。

② オークション後の決済は、開催日の当日、日本円にて現金または所定のカードによるものを原則とします。ただし当社が認めた場合に限って、後日当社の銀行口座へ振込による決済を行っていただきます。その際の振込手数料は落札者の負担となり、支払いは7日以内をお願いいたします。支払期限を過ぎても支払が完了されない場合は、購入代金（消

費税を除く)の未払残金について、年18パーセントの割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。

③ オークションにより最高額入札者と認定された落札者は、いかなる理由によってもキャンセルすることはできません。ただし当社がキャンセルを認めた場合は、落札価格の30%がペナルティとして落札者に課されます。話し合いによる解決が困難な場合には法的措置によって処理することになります。訴訟にかかわる全ての費用は、落札者の負担となり、会員登録の抹消ならびに今後の参加は禁止します。

④ オークション会場にて成立した売買契約の落札額合計が1億円を超えた入札者の入札資格は一時的に停止となり、入札者は落札額の全額を清算した後、入札権利が回復します。

第七条 作品引渡

① 当社は、落札者による購入代金の支払い完了後、落札された作品を落札者に引渡します。落札者が購入代金の支払いを完了し、かつ、当社が作品を落札者に引渡すまでは作品の所有権は落札者に移転せず、落札者が購入代金を完済した後、当社が作品を落札者、落札者の代理人または運送業者に引き渡した時点で当該作品の所有権は落札者に移転します。

② 落札作品の引き渡し場所は、当社または当社の指定する場所とし、引渡費用は落札者の負担とし、当社は売買契約成立以降、当社の責に帰すべからざる事由による滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等について一切の責任を負いません。

③ 落札者は引渡期間内に作品の引取りができない場合、引渡期間終了後から引取の間、当社が指定する作品の保管および保険に要する費用を負担していただきます。

④ 当社が落札者に作品の引渡しをする以前に、作品について、盗品、遺失、相続、その他の原因の如何を問わず、真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合または法律の定めによる売買禁止物(所持の禁止を含む)であることが判明した場合、当社は無催告で売買契約を解除することができるものとします。この場合、当社が落札者から購入代金の支払いを受けている時は、これを無利息で返還するものとし、落札者は当社に対し、損害賠償その他の請求をすることができません。

⑤ 落札者は当社に対し、引渡しを受けた作品のキャンセルを行うことはできません。また引渡しを受けた作品について作品違いや汚れ、傷、破損等の瑕疵がある場合、如何なる主張もクレームも行うことができません。ただし、万が一当社が誤って別の作品を引き渡

した場合、落札者に対してその作品の返還を請求することができます。この場合、落札者は速やかにこの請求に応じて作品を返還しなければなりません。

⑥ ワシントン条約で保護されている動物を使用した作品は海外へ持ち出しすることはできません。(象牙、珊瑚等)

第八条 委託販売

1. 売主の表明保証責任

① 売主は出品作品の完全な所有者であること、また完全な所有者から法的に全権を委任された代理人であることが必要です。また売主は当社に対し、出品作品の競売を取りやめないことを保証します。万が一、出品作品について第三者の権利が付与されている事実を隠蔽して出品した場合、盗品またはその他犯罪行為により取得したものであった場合、売主は当社および落札者に対して生じたあらゆる出費や損失について全額賠償しなければなりません。

② 売主は出品作品に関する情報について、当社に対して知りうる限り事実の情報を伝えなくてはなりません。万が一、売主から伝達された情報に意図的な虚偽があった場合、当社は無催告で委託販売契約を解除することができます。また通常の事前調査では発見不可能な事実、欠陥、傷、破損等が隠蔽されたまま出品作品がカタログに掲載され落札された場合は、当社または落札者は売買契約を破棄し、売主は当社および落札者に対して生じたあらゆる出費や損失について全額賠償しなければなりません。

2. 氏名の不公表

当社は、売主の同意がない限り、オークションまたはカタログにおいて売主の名前を公表しません。

3. 最低売却価格

売主は、出品作品ごとに最低売却価格を設定することができます。その際は当社の同意が必要となり、一旦設定された最低売却価格は当社の同意がない限り変更することはできません。当社は最低売却価格を下回る価額で出品作品を売却しませんが、入札額が最低売却価格に達しなかったことに対しては、如何なる責任も負いません。

4. 手数料

当社は売主より委託された出品作品について、ロット番号1件につき、落札価格の12%を手数料として申し受けます。その際の手数料には、消費税が別途加算されます。

5. 保険料

売主と当社との間で委託販売契約が締結し、出品作品を当社に引渡し後、出品作品に対して当社より保険がかけられます。売主が負担する保険料は、落札価格の1%とします。

6. カタログ掲載料

出品作品をカタログへ掲載する際の撮影、原稿作成はすべて当社にて行います。売主が負担する掲載料は1ページ25,000円、1ページ以上20,000円×ページ数、2分1ページ12,500円を基準とし、掲載サイズについては当社に一任させていただきます。

7. その他諸経費

売主は出品作品が落札した場合、落札者が精算時に銀聯カードを使用した場合の銀聯カード手数料、額装費、収納箱代等、その他諸経費を負担いただきますが、不落札となった場合、売主は全ての諸経費の負担義務はありません。

8. 出品取消

売主は、出品作品が掲載されたカタログ完成以降の出品取消はできません。売主がカタログ掲載前に当社に対し書面にて出品を撤回する意思を表明した場合、売主は当社が当該作品のために支出した一切の費用を支払った後、出品作品を取り戻すことができます。カタログ完成後、当社が特例として出品取消を認めた場合、売主は当社が当該作品のために支出した一切の費用および最低売却価格の30%相当の賠償額を支払った後、出品作品を取り戻すことができます。

9. 売却代金の支払

出品作品の売買契約が成立した場合、当社は売主に対して、落札価格から手数料と諸経費等控除した金額（以下「支払金額」という）をお支払します。お支払は、本規約第六条2項に規定する期限内に回収できた場合、取引成立日から35日後、振込手数料を差し引いた後の支払金額を売主へ送金いたします。当社が本規約第六条2項に規定する期限満了後に回収できた場合は、購入代金の支払を現実に受けた日から35日後に振込手数料を差し引いた後の支払金額を売主に送金いたします。

10. 売買契約不成立

売買契約不成立の場合、当社は出品作品を売主に返却いたします。当社より売主へ売買契約不成立のご連絡後、引渡日時および引渡方法についてご相談ください。当社は売主へ作品の引渡時点（当社内において、当社が売主、売主の代理人または運送業者に引き渡した時点をいう）以降の事故（滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等）について一切の責任を負いません。ご相談無く出品作品が残った場合、売主は当社が指定する作品の保管に要する費用をお支払いただきます。なお保管期間内の事故について当社は一切の責任を負いません。

第九条 当社の権限

① 当社は売主に対し、委託販売契約締結時に、当社が認める身分証明書（個人：運転免許証、パスポート等。法人：登記簿謄本原本、印鑑証明等）の提示を求める権利を有します。

②当社は委託販売契約締結後、売主からの出品作品返還請求を拒むことができます。

③ カタログならびに広告宣伝物の編集について、掲載する情報の表示、写真の掲載方法、ロット番号の付与、掲載順等に関する一切の権限は当社に帰属します。売主には事前閲覧の権限はなく、すべての著作権も当社に帰属します。またこの権限は委託販売契約が解除された場合も、なお有効に継続します。

④ 当社は下見会ならびにオークションの開催日時、会場、展示方法、落札者の決定についてのすべての権利を有します。

⑤ 当社は委託販売の諾否について完全な自由を有し、委託販売契約成立後であっても、売主に告げることなくオークションへの出品延期またはオークション開催前に理由を告げることなく委託販売契約を解除することができます。売主は、当社が出品延期または委託販売契約解除をした場合、当社に対し損害賠償請求その他いかなる請求もすることができないものとします。

⑥ 落札者が当社に対し支払期限内に購入代金を支払わない場合、当社は、当社の完全なる自由裁量により、落札者との売買契約を解除することができます。この場合、当社と売主においては、売買契約は不成立とみなします。

⑦ 当社は売買契約不成立であっても、売主に対して最低売却価格に相当する代金を支払うなど落札相応の結果を保証する義務はありません。

第十条 規約変更

当社は当社の裁量により本規約を変更することができます。本規約において適用の対象とされる者は、これに従っていただくものとします。

第十一条 債権譲渡等の禁止

委託販売者および買受希望者は、本規約に基づく当社に対する権利、義務および地位を譲渡することができず、また担保に供することはできないものとします。

第十二条 資格制限

① 当社は、次の各号に該当する販売委託者ならびに買受希望者および落札者に対して一切の取引に応じず、また次の各号に該当すると判明した時点以降は、一切取引を行いません。

I. マネーロンダリング等の行為を目的とする者、反社会的勢力等違法・不当な方法、暴力的威力、詐欺的手法を駆使して資金獲得活動を行う者および勢力またはその関係者

II. 反社会的勢力等を同伴してオークションに参加する者または紹介により反社会的勢力等をオークションに参加させようとする者

III. 役員のうち反社会的勢力等に属する者がいる法人

IV. 当社との取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる者

V. 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為等をする者

② 当社は、前号各項に掲げるほかこれらに類するやむを得ない事由があると判断した場合には、当該事由に該当する者との取引を中止することができます。

第十三条 責任の範囲

① 当社は、オークションに関し発生した損害が天災地変、戦争、変乱、内乱、およびその他の不測の事態等、当社の責めによらずに生じた場合は、一切の損害賠償の義務を負わないものとします。

② 当社が売主に対し、作品保管の義務を負う場合、当社の故意または過失により作品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等したときは、当社は売主に対し、作品の評価額を基準として損害を賠償します。ただし損害賠償額は、当社が損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき支払われる保険金の額を上限とします。

③ 当社は前各項に規定する場合以外について、故意または重大な過失がある場合以外、一切の損害賠償責任を負いません。故意または重大な過失がある場合においても損害賠償の範囲は、通常かつ直接の損害に限られるものとします。

第十四条 準拠法

本規約は、日本法を準拠法とします。

第十五条 合意管轄

本規約に関する紛争については、日本国の大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。